

労働安全衛生法に基づく健康診断

1. 趣旨

職場における健康診断は、職場において健康を阻害する諸因子による健康影響を早期発見すること及び総合的な健康状況を把握することのみならず、労働者が当該作業に就業してよいか（就業の可否）、当該作業に引き続き従事してよいか（適正配置）などを判断するために実施するもの。

さらに、健康診断は、労働者の健康を経時的変化を踏まえて総合的に把握した上で、保健指導、作業管理あるいは作業環境管理にフィードバックすることが大切であり、労働者が常に健康で働けるよう努めなければならない。

そのため、労働安全衛生法第66条第1項の規定に基づき、事業者は、労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならないとされている。

2. 概要

適正配置のため、労働者の雇入れ時に実施する「雇入れ時健康診断」と発症・増悪する疾患を把握するために定期的に実施する「定期健康診断」がある。健診は、事業者による費用負担で実施され、有所見者に対する、適切な就業上の措置の実施義務がある。

3. 労働安全衛生法 健診関係法令

○事業者健康診断の実施義務【66条第1項】《罰則：50万円以下罰金》

○労働者健康診断の受診義務【66条第5項】

○事後措置義務【66条の5】

健康診断の結果と医師の意見により、労働者の健康管理に必要な就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を行うことの義務づけ

○労働者本人への結果通知義務【66条の6】《罰則：50万円以下罰金》

○健康診断結果の保存【66条の3】《罰則：50万円以下罰金》

5年間の保存を義務づけ（放射線業務等一部の業務は30年間）

作業関連疾患(Work-related diseases)

背景

作業関連疾患(Work-related disease)は1976年、WHO総会で提唱され、82年に設置された専門委員会で採択された国際用語である。「一般住民にもひろく存在する疾患ではあるが、作業条件や作業環境の状態によって、発症率が高まったり、悪化したりする疾患」と定義されている。高血圧や虚血性心疾患などの循環器疾患、腰痛などの筋骨格系疾患をはじめ、消化器系や呼吸器系、さらには、精神疾患を含むストレス関連疾患などがあげられている。

わが国では、1990年より実施された旧労働省の「作業関連疾患総合対策研究」において、高血圧・動脈硬化・糖尿病・脳血管疾患・虚血性心疾患・ストレスと、作業との関連性を明らかにした。

作業と疾患の関連性

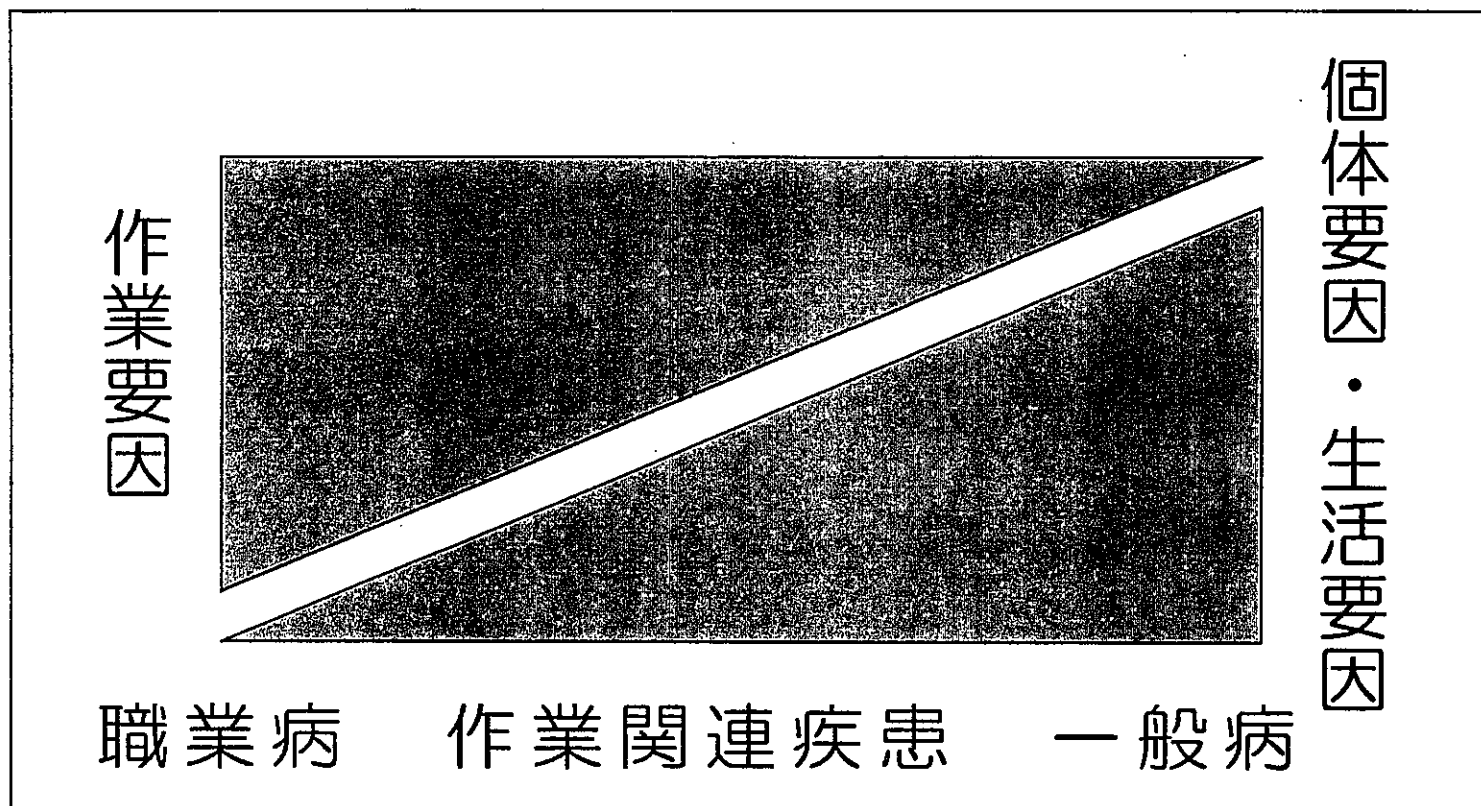
ある健康障害と作業との間に次のような関係が認められる場合に、通常、その健康障害と作業には関連があると考えられる。

1. 作業が発症の要因の一つになっている
2. 作業が発症や再発の誘因になっている
3. 作業が健康障害の増悪因子となっている

具体的な作業関連疾患

「作業関連疾患」という考え方を提唱したWHOは、公衆衛生の意義を持つものの例示として、つぎの5疾患群をあげている。

1. 問題行動(喫煙、過剰な飲酒、過食など)、心因性疾患(不定愁訴、神経症、うつ状態)
2. 高血圧
3. 虚血性心疾患
4. 慢性閉塞性肺疾患(慢性気管支炎、肺気腫、気管支喘息)
5. 運動器系障害(腰痛、頸肩症候群)



作業関連疾患の定義(1982,83年WHO専門家会議):

職業病と認定されている疾患以外で一般人口にも出現するが、作業環境と作業がその疾患の発症に著しく寄与するもの、あるいは作業環境の中で曝露する要因により著しく影響を受け、疾病の発症に関連するもの (例) 高血圧、虚血性心疾患、慢性閉塞性肺疾患、消化性潰瘍、腰痛症候群、筋骨格系疾患、ストレス関連疾患